

西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との高大連携に関する協定書

西九州大学・西九州大学短期大学部（以下「大学」という。）と佐賀清和高等学校（以下「高校」という。）は、相互の教育にかかわる連携を通して、大学に対する理解を深め、高校生の進路に対する意識を高め、かつ大学教育・高校教育のより一層の充実を図るために、次の通り協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
  - (1) 大学によるオープンキャンパス・進路説明会等の実施(ポルタ PORTA プログラム)
  - (2) 大学生・高校生による協働学習体験の実施(イミタチオ IMITATIO プログラム)
  - (3) 大学・高校相互の教育についての情報交換並びに交流  
(コーンフェッレ CONFERRE プログラム)
  - (4) 大学教員による高校へ出張講義
  - (5) 大学の授業科目への高校生の科目等履修生としての受け入れ
  - (6) 専門職養成のための5ヵ年教育・7ヵ年教育の構築
  - (7) その他、協定校が協議し同意した事項。
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、協定校の協議によって決定する。
4. この協定は、協定書締結日からその効力を発するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、高大連携を実施する大学と高校の代表者によって構成する西九州大学・佐賀清和高等学校連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定の締結の証として、協定書3通を作成し、各大学長及び高等学校校長が署名の上、各自1通を保有する。

平成21年12月9日

西九州大学

学長

福元裕二

西九州大学短期大学部

学長

福元裕二

佐賀清和高等学校

校長

辻裕一

## 西九州大学・西九州短期大学部と佐賀清和高等学校における高大連携協定書に関する申し合わせ

この申し合わせは、「西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との高大連携に関する協定書」に基づき、佐賀清和高等学校の生徒を西九州大学又は西九州大学短期大学部の科目等履修生として受け入れるときに必要な事項を定めるものとする。

科目等履修生の申請資格、審査料及び履修料等については、「西九州大学科目等履修生規程（以下「履修生規程」という。）」、「西九州大学科目等履修生規程の運用細則（以下「履修生運用細則」という）」、「西九州大学短期大学部科目等履修生規程（以下「短大部履修生規程」という。）」及び「西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則（以下、「短大部履修生運用細則」という。）」の規定にかかわらず、下記に基づいて適用する。

## 記

## 1. 申請資格について

科目等履修生の履修の申請資格については、履修生規程第3条第1項及び短大部履修生規程第3条の規定にかかわらず、申請資格があるものとする。

## 2. 審査料について

科目等履修生の審査料については、履修生規程第4条、履修生運用細則第2条第1項、短大部履修生規程第4条及び短大部履修生運用細則第4条第1項の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

なお、申請書類については、科目等履修生願書（様式1）のみとする。

## 3. 履修料について

科目等履修生の履修料については、履修生規程第6条及び短大部履修生運用細則第5条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

## 4. 科目等履修生証の交付について

科目等履修生として許可された者については、履修生規程第10条及び短大部履修生規程第10条に基づき、科目等履修生証を交付する。

平成21年12月9日

西九州大学  
教務部長

長野恵子

西九州大学短期大学部  
教務部副部長

田中知恵

佐賀清和高等学校  
教頭

貞松義人

西九州大学・佐賀清和高等学校連携協議会要項（案）

（趣旨）

第1 この要項は、西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との高大連携に関する協定書（平成21年12月9日締結）<sup>第5項</sup>の規定に基づき、西九州大学・西九州大学短期大学部と佐賀清和高等学校との連携協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（組織）

第2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（1）西九州大学・西九州大学短期大学部委員 ~~（要相談）~~

ア 西九州大学教務部長

イ 西九州大学教務部副部長

ウ 西九州大学・西九州大学短期大学部教務委員会が推薦する者 若干人

エ 西九州大学事務局長

（2）佐賀清和高等学校委員（佐賀清和高校と要相談）

ア 佐賀清和高等学校教頭

イ 佐賀清和高等学校進路指導主任

ウ 佐賀清和高等学校事務局長

エ 佐賀清和高等学校校長が推薦する者 若干人

（会議）

第3 協議会は、連携・協力を円滑に進めるため、毎年定例的に開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開催する。

2 協議会に会長を置き、第2第1号アの委員をもって充てる。

（委員以外の者の出席）

第4 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させることができる。

（事務）

第5 協議会の事務は、西九州大学教務部教務課が行う。

（雑則）

第6 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年 月 日から実施する。

## 佐賀清和高等学校と西九州大学・西九州大学短期大学部との高大連携に関する協定書

佐賀清和高等学校（以下「高校」という。）と西九州大学・西九州大学短期大学部（以下「大学」という。）は、相互の教育にかかわる連携を通して、高校生の進路に対する意識を高め、大学に対する理解を深め、かつ高校教育・大学教育のより一層の充実を図るために、次の通り協定を締結する。

1. 高校と大学は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
  - (1) 大学によるオープンキャンパス・進路説明会等の実施(ポルタ PORTA プログラム)
  - (2) 高校生・大学生による協働学習体験の実施(イミタチオ IMITATIO プログラム)
  - (3) 高校・大学相互の教育についての情報交換並びに交流  
(コーンフェツレ CONFERRE プログラム)
  - (4) 大学教員による高校へ出張講義
  - (5) 大学の授業科目への高校生の科目等履修生としての受け入れ
  - (6) 専門職養成のための5ヵ年教育・7ヵ年教育の構築
  - (7) その他、協定校が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、協定校の協議によって決定する。
4. この協定は、協定書締結日からその効力を発するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに高校又は大学のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、高校と高大連携を実施する大学の代表者によって構成する西九州大学・佐賀清和高等学校連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定の締結の証として、協定書3通を作成し、高等学校校長及び各大学長が署名の上、各自1通を保有する。

平成21年12月9日

佐賀清和高等学校

校長 辻 裕一

西九州大学

学長

福元裕二

西九州大学短期大学部

学長

福元裕二

## 西九州大学・西九州短期大学部と佐賀清和高等学校における高大連携協定書に関する申し合わせ

この申し合わせは、「佐賀清和高等学校と西九州大学・西九州大学短期大学部との高大連携に関する協定書」に基づき、佐賀清和高等学校の生徒を西九州大学又は西九州大学短期大学部の科目等履修生として受け入れるときに必要な事項を定めるものとする。

科目等履修生の申請資格、審査料及び履修料等については、「西九州大学科目等履修生規程（以下「履修生規程」という。）」、「西九州大学科目等履修生規程の運用細則（以下「履修生運用細則」という）」、「西九州大学短期大学部科目等履修生規程（以下「短大部履修生規程」という。）」及び「西九州大学短期大学部科目等履修生規程の運用細則（以下、「短大部履修生運用細則」という。）」の規定にかかわらず、下記に基づいて適用する。

## 記

## 1. 申請資格について

科目等履修生の履修の申請資格については、履修生規程第3条第1項及び短大部履修生規程第3条の規定にかかわらず、申請資格があるものとする。

## 2. 審査料について

科目等履修生の審査料については、履修生規程第4条、履修生運用細則第2条第1項、短大部履修生規程第4条及び短大部履修生運用細則第4条第1項の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

なお、申請書類については、科目等履修生願書（様式1）のみとする。

## 3. 履修料について

科目等履修生の履修料については、履修生規程第6条及び短大部履修生運用細則第5条の規定にかかわらず、徴収しないものとする。

## 4. 科目等履修生証の交付について

科目等履修生として許可された者については、履修生規程第10条及び短大部履修生規程第10条に基づき、科目等履修生証を交付する。

平成 21 年 12 月 9 日

佐賀清和高等学校  
教 頭

島松 義人

西九州大学  
教務部長

長野 恵子

西九州大学短期大学部  
教務部副部長

田中 知恵